

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

高齢者介護施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場所である。感染が広がりやすい状況のため、感染症を予防する体制を平常時から行う。感染症発生時には感染拡大を防止するため感染マニュアルに準じた感染経路別予防策を速やかに実施して、感染症の終息を図ることとする。

1. 感染対策委員会

当施設で発生する感染症に関する対策及び予防に關し必要な事項を協議するため、施設長を委員長として、感染対策委員会を設置する。副委員長は看護課長が行い委員長を補佐する。3ヶ月に一度定期的な会議を行い感染対策についてスタッフに周知していく。緊急時（感染症発症時）は臨時に委員会を開催して、早急に感染拡大を防止する

尚、委員会に於いて定期的に感染マニュアルの見直しを図っていく。

2. 職員研修に関する基本方針

- 1) 感染防止対策の基本的な考え方及び標準予防策についてスタッフに周知徹底を図る
- 2) 感染研修は、年2回程度全スタッフを対象に実施する。必要に応じて隨時開催する
- 3) 研修を行った場合、内容・日時・出席者の記録をする

3. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

施設内で発生した感染症の発生状況や原因に関する内容等を、臨時の感染対策委員会で検討して、的確な対策を全スタッフが周知して感染拡大を防ぐ。

4. 感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 感染をいち早く特定し、迅速な対応が取れるよう情報管理を適切に行う
- 2) 個々の感染症例は、施設医の指示及び院内感染対策マニュアルに沿って対応する
- 3) クラスター（集団発生）あるいは異常発生が考えられるときは、日鋼記念病院感染制御室に連絡し、原因排除および感染拡大の阻止に努める
- 4) 感染対策委員会の判断により、面会の制限等を指示し迅速に処理する
- 5) 報告が義務づけられている感染症が特定された場合、速やかに保健所に報告する

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策に対する考え方を周知するため、本指針を施設内に掲示する

6. その他、当施設における感染対策推進のために必要な基本方針

- 1) スタッフは感染対策マニュアルに沿って、標準予防策の手洗いの徹底、手指消毒等の遵守に努める
- 2) スタッフは、自らが感染源とならないよう、日ごろから健康管理に留意する
- 3) 利用者の生活環境の清掃が感染予防となることを意識する
- 4) 感染症発症時でも、施設サービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を作成し、必要な措置を講じる

社会医療法人 母恋

老人保健施設 母恋

作成：令和3年7月6日

修正：2023年4月1日